

第6章 地震災害対策計画

地震による災害が発生した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1節 月形町と活断層

北海道における地震は、プレート境界付近で発生する海溝型地震と内陸に分布する断層が原因とされる内陸型地震が想定され、道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部では11の活断層帯を発表している。

断層とは、一つの面を境に二つの地層が相互的にずれている現象のことで、その内約100万年前より新しい時代に動いた形跡のある断層が活断層と言われている。

月形町の近郊で認められている主な活断層は次のとおりとなっており、この活断層の存在や活動性等については永続的に留意していく必要がある。

第1 増毛山地東縁断層帯

沼田町から月形町に至る約60kmの断層帯で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

第2 当別断層

当別町二番川付近から当別町本中小屋付近に至る約20kmの断層帯で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層と推定され、M7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2.0%で、この値は日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

第3 石狩低地東縁断層

美唄市から安平町に至る約66kmの断層帯で、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層と推定され、M7.9程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0%とされている。

第2節 町民の心構え

過去の大規模地震の経験を踏まえ、自らの身は自らが守る、「自助」を基本とし、平常時からの備えを怠らないよう心がけるとともに、避難、被災者の救助救出等に欠くことのできない「共助」を図るため、地域の連帯感を深め、防災意識を高める必要な措置を講ずるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

集合場所や避難経路、連絡方法等について、普段から家庭内での話し合いを行うとともに、木造建物の不燃化、建物の補強、家具の転倒防止対策を講ずる。また、3日分の飲料水、非常食、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。

さらに、行政区等で実施される防災訓練等への参加、隣近所と地震災害時の協力について話し合いを

もつなどコミュニケーションを図るとともに、地域内の要配慮者の把握や、災害発生時における支援について話し合う。

2 地震発生時の心得

地震災害に伴う火災の発生は、被害の拡大を招く大きな要因の一つであることから、住民は自主防災組織等と協力し初期消火活動に努めるものとする。

避難に際しては、ガラスの飛散、建物の倒壊、道路の陥没等に留意し、より安全な経路により避難施設へ避難を行う。この場合に、避難行動要支援者への避難支援について配慮することに心がける。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

普段から、地震災害等における対処方法について職場内で検討を行うとともに、役割分担についてもあらかじめ定める等の措置を講ずるものとする。また、木造建物の不燃化、既存建物の耐震化促進、ロッカー、書棚、パソコン等の転倒防止対策を講じ、被害の軽減を図るものとする。

帰宅困難者の発生や、交通の途絶を考慮し、飲料水、非常食、救急用品の備蓄を図るものとする。

2 地震発生時の心得

地震災害発生時には、従業員の安否確認はもとより、来場者等の安否確認、避難誘導等について適切に実施するとともに、被災を免れた場合においては、被災者の受入れや、物資の提供についても積極的に行うものとする。

第3節 災害応急活動体制

町長は、自衛隊、警察等による災害派遣の受入れが円滑に行われるよう締結された大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定を活用し、担当者、連絡先等を明確にするとともに、大部隊の派遣受入れに備え、多数の車両、ヘリコプター、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

第1 ヘリコプター離着陸場

第5章第28節 消防防災ヘリコプター活用計画による。

【参考】資料編5-12 大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定

第4節 耐震化対策

第1 拠点施設

町は、災害応急対策の実施拠点となる施設や避難所となる施設の耐震改修を進めるものとする。また、耐震化の推進に当たっては具体的計画を定め計画的実施に努めるものとする。

第2 教育施設

町は、町立の小中学校について、各学校毎に耐震改修計画を策定するとともに計画的に整備改修を図るものとする。

第5節 危険物等対策

大規模地震災害が発生した場合、家庭用灯油タンクの転倒による灯油の流出やLPGボンベの転倒によるガス漏れ等、危険物による二次災害の発生が懸念されることから、次により対策を講ずるものとする。

第1 災害予防

危険物等災害を未然に防止するため、危険物の貯蔵・取扱いを行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

1 事業者

自社施設については、第7章第3節「危険物等災害対策計画」に規定するところによるほか、家庭用燃料及び事業所用燃料並びにLPGの供給先に対しても、危険物の貯蔵・保管に関して適切な指導を行うとともに、タンク等の転倒が懸念される場合、配管の劣化が見受けられる場合等についても指導、改善を図るものとする。

2 住民

住民自らも、危険物の保管場所、容器・設備等について注意を払い、適切な管理を行うものとする。

3 岩見沢地区消防事務組合

消防法の規定に基づく、保安検査、立入検査、防火査察等を通じて危険物の適正管理の指導を行うとともに、必要に応じて改善命令（指示）を行うものとする。

第2 災害応急対策

地震災害発生後においては、事業者にあつては、被災地域の危険物の状況を確認し、漏洩等が発見された場合には、関係機関と協力してその対処に当たるものとする。

特に、灯油・重油等については、漏洩すると環境に与える影響が大きいことから、迅速、かつ、適切な対応を図るものとする。

第6節 被災建物安全対策

町長は、町の区域において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震が発生した場合、次に定めるところにより被災建物の応急危険度判定を実施するものとする。

月形町震災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するために実施する被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の下に設置する応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置及び業務の実施に必要な事項について定める。

第2 実施本部の設置

- 1 地震の発生によって月形町災害対策本部が設置されたときは自動的に設置される。
- 2 前項の規定にかかわらず、月形町長が震後対策として特に必要と認めるときは、実施本部を設置することができる。
- 3 実施本部長は、被災建築物応急危険度判定担当課長とする。

第3 実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりとする。

- 1 地震発生後の情報収集
- 2 実施本部、判定拠点の設置
- 3 北海道震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）等への支援要請
- 4 北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の派遣要請
- 5 判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の受入れ
- 6 判定コーディネーターの指示により、参集判定士を判定班に編成及び班長の選任
- 7 判定班へのガイダンスの実施
- 8 判定班による判定の実施（判定は判定班員で構成する判定チームにより実施）
- 9 必要に応じて、判定班への判定資機材等の配付
- 10 用意した輸送手段により、判定拠点へ派遣
- 11 判定結果の集計、報告
- 12 実施本部、判定拠点の解散等
- 13 その他実施本部の運営及び業務の実施に必要な事項

第4 判定実施要否の判断

- 1 災害対策本部長（月形町長）は、被害情報をもとに判定実施本部長の意見を聞き、判定実施の要否を判断する。

- 2 判定実施本部長は、管内に震度5以上の地震が発生したとき、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、災害対策本部長に対して、判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施本部長は、被害状況及び被害予測に基づき災害対策本部長が判定実施要否についての判断をするために必要な資料を作成する。

第5 判定実施の宣言等

- 1 災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、直ちに判定実施を宣言する。
- 2 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、判定実施本部長は、直ちに北海道災害対策地方本部の下に設置された支援地方本部に判定実施の決定を通知する。
- 3 判定実施本部長は、前項のほか、判定実施及びこれに関する情報をマスメディア等の協力を得て、被災者等への周知を行う。

第6 判定拠点の設置、判定実施区域及び判定実施順位等の決定

- 1 実施本部は被害情報をもとに判定拠点の設置について検討し、必要に応じて設置する。
- 2 実施本部は被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、要判定区域を設定し当該区域内の判定対象建築物棟数を推計する。
- 3 実施本部は、要判定区域の設定に当たり、災害対策本部の協力を得て、被災状況の確認を行う。
- 4 推計した要判定対象建築物棟数、判定実施区域をもとに実施可能なオペレーションタイプを選択し、必要な判定士数、判定コーディネーター数を算定する。
 - (1) オペレーションタイプ、判定実施区域の決定にあたっては、次に掲げることに留意する。
 - ア 必要判定士数（タイプ1においては行政職員判定士対応）
 - イ 当面の投入可能判定士数、不足判定士数
 - ウ 応援依頼判定士数
 - エ オペレーションタイプの変更の要否
 - オ 判定実施区域の変更の要否
 - カ 判定対象となる建築物の用途、規模等の変更の要否
 - キ 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、治安状況等）
 - ク 判定活動の被害者等への影響
 - ケ 優先順位設定の要否
 - (2) オペレーションタイプは次に掲げるとおりとする。
 - ア タイプ1 所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施
 - イ タイプ2 ^{しっかい}「悉皆」の対象について、「外観」調査を中心として判定を実施
 - ウ タイプ3 ^{しっかい}「悉皆」の対象について、「立入り」調査を中心として判定を実施

第7 判定実施計画の策定

実施本部長は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

- 1 オペレーションタイプ

第6章 地震対策計画

- 2 判定実施区域、優先順位
- 3 対象となる建築物の用途規模
- 4 判定実施期間
- 5 必要判定士数
- 6 応援判定士数
- 7 判定コーディネーター数
- 8 判定資機材
- 9 その他

第8 北海道への支援要請

実施本部長は、必要に応じて支援地方本部を経由して、判定士等の派遣等の支援要請を北海道応急危険度判定支援本部長に行う。

第9 地元判定士等の参集

実施本部長は、月形町内の判定士に対し、参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等を連絡し、参集要請を行う。

第10 必要判定士等の連絡・調整

実施本部長は、地元判定士数を含めた必要判定士数及び判定コーディネーター等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援地方本部長に連絡し、必要判定士数等についての過不足調整を行う。

第11 判定資機材の準備

- 1 実施本部長は、実施本部及び判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援地方本部長に連絡する。
- 2 実施本部は、支援地方本部と連携し、判定資機材の輸送方法を確保する。

第12 判定コーディネーターの配置

実施本部長は、実施本部及び判定拠点に判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネート等に從事させる。

第13 判定士等の移送及び輸送手段並びに宿泊所等の確保

- 1 実施本部長は、判定実施計画に基づき、各判定士等を第一次参集場所から実施本部又は判定拠点への移送について、支援地方本部長に依頼する。
- 2 実施本部長は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行い、準備状況を支援本部長に連絡する。
- 3 実施本部長は、判定士を判定実施地区に輸送する手段を確保し、その状況を支援本部に連絡する。
- 4 実施本部長は、前二項の準備ができない状況のときは、支援地方本部長に対して当該業務の一部又は全部の代行を依頼し、判定士等の輸送手段及び食料の調達並びに宿泊所の確保を行うことができる。

第14 判定士等の受付、名簿作成

- 1 実施本部長は参集した判定士について、支援地方本部が作成した派遣判定士等の名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。
- 2 実施本部長は、確認状況を支援地方本部長に連絡する。

第15 判定結果の報告及びその活用

- 1 実施本部長は、判定コーディネーターから当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなど必要な措置をとる。
- 2 実施本部長は、二次災害の防止等、判定活動の安全確保のため、必要に応じて災害対策本部長と協議し、その了解を得て適切な措置を行う。

第16 住民への広報

実施本部長は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報する。

第17 判定を受けた建築物等の所有者への対応

- 1 実施本部長は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。
- 2 実施本部長は、建築関係団体等の協力を得て被災建築物の所有者へ被災度区分判定実施の指導、応急復旧の相談に応じる。

第18 実施本部業務の終了

- 1 実施本部の業務は次の各号の業務が完了した時点をもって終了とする。
 - (1) 判定実施の終了
 - (2) 判定結果の集計、資料整理の終了
 - (3) 判定結果の災害対策本部長への報告の終了
- 2 実施本部長は、判定業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計整理し、担当部局に引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

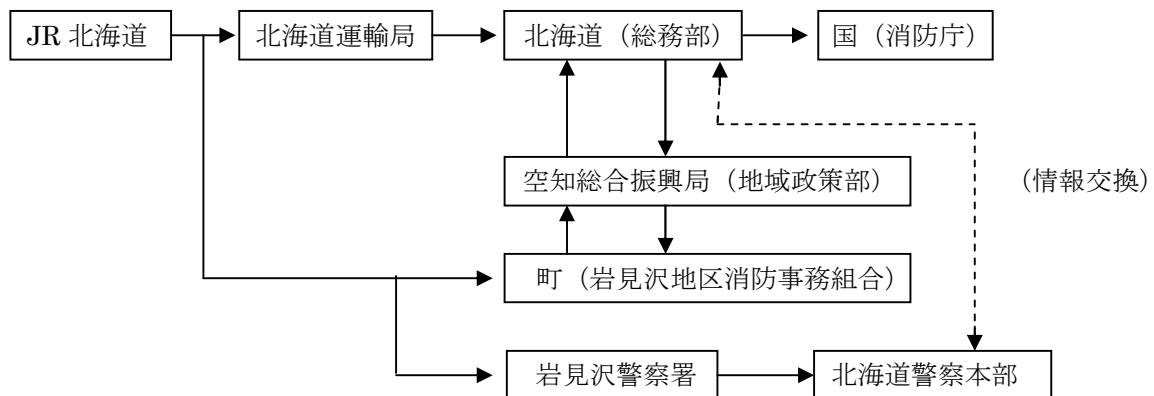
第1節 鉄道災害対策計画

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合における対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 情報通信

1 情報通信連絡体系

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

第3 応急活動体制

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

第4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、JR 北海道が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

第5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、JR 北海道も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

第6 消防活動

岩見沢地区消防事務組合は、速やかに鉄道災害の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

第7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第8 危険物流出対策

鉄道事故により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施事項

道路管理者は、道路災害を未然に防止するため次の予防対策を実施するものとする。

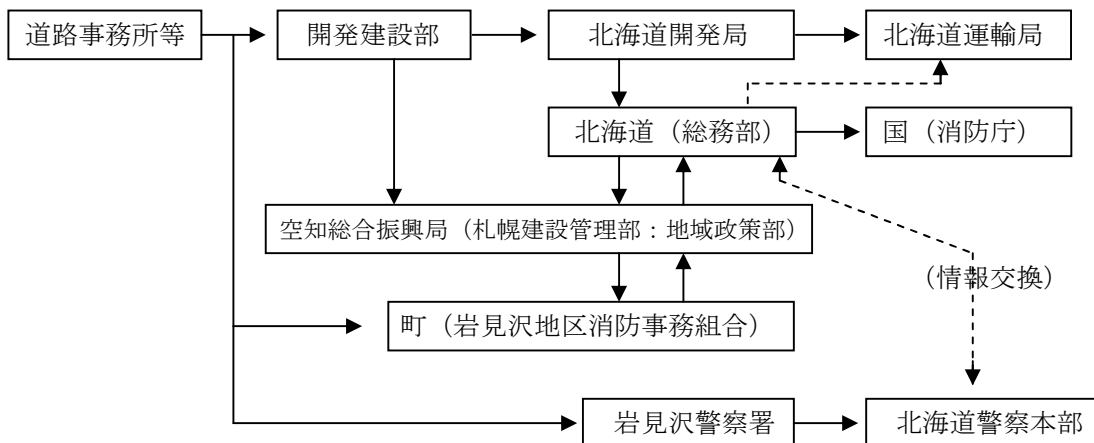
- 1 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- 2 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備を図るものとする。
- 3 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的、かつ、総合的に実施するものとする。
- 4 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- 5 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- 7 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第2 情報通信

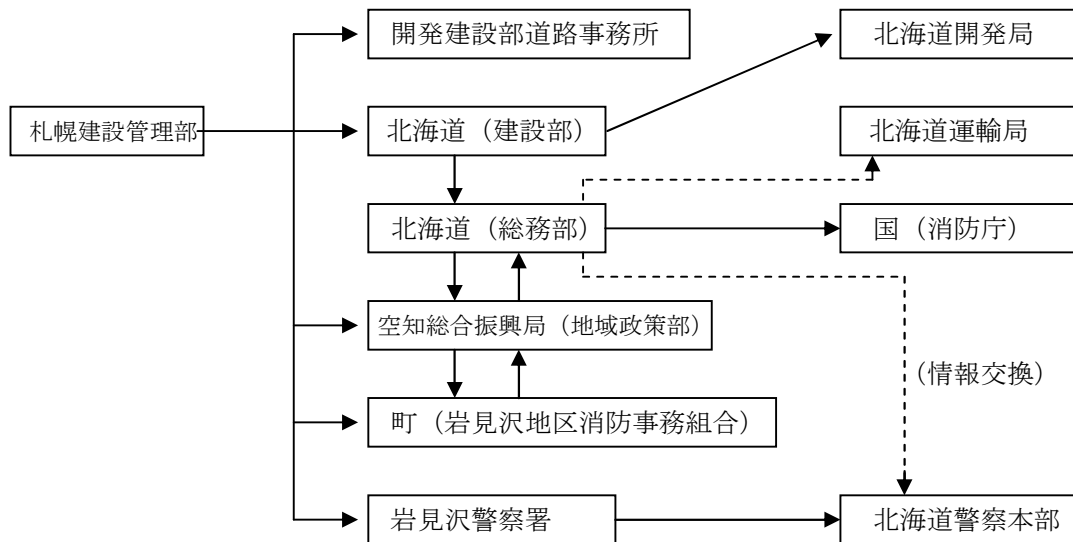
1 情報通信連絡体系

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。

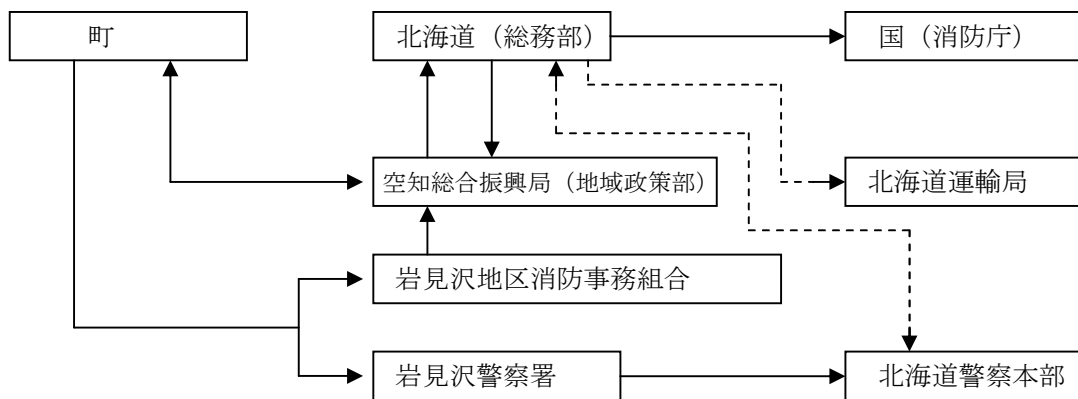
(1) 国の管理する道路



(2) 道の管理する道路



(3) 町の管理する道路



2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため、通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

第4 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

第5 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

第6 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

第7 消防活動

- 1 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、岩見沢地区消防事務組合による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- 2 岩見沢地区消防事務組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施し、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

第8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 交通規制

町長は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

第10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第11 災害復旧

町長は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- 1 道路災害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- 2 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速、かつ、円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- 3 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- 4 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質（以下「危険物等」という。）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

例：火薬、爆薬、火工品（工業用雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

例：液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

例：毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然防止するため、危険物の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

1 事業者

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督員の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

2 岩見沢地区消防事務組合

(1) 消防法の規定に基づく、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

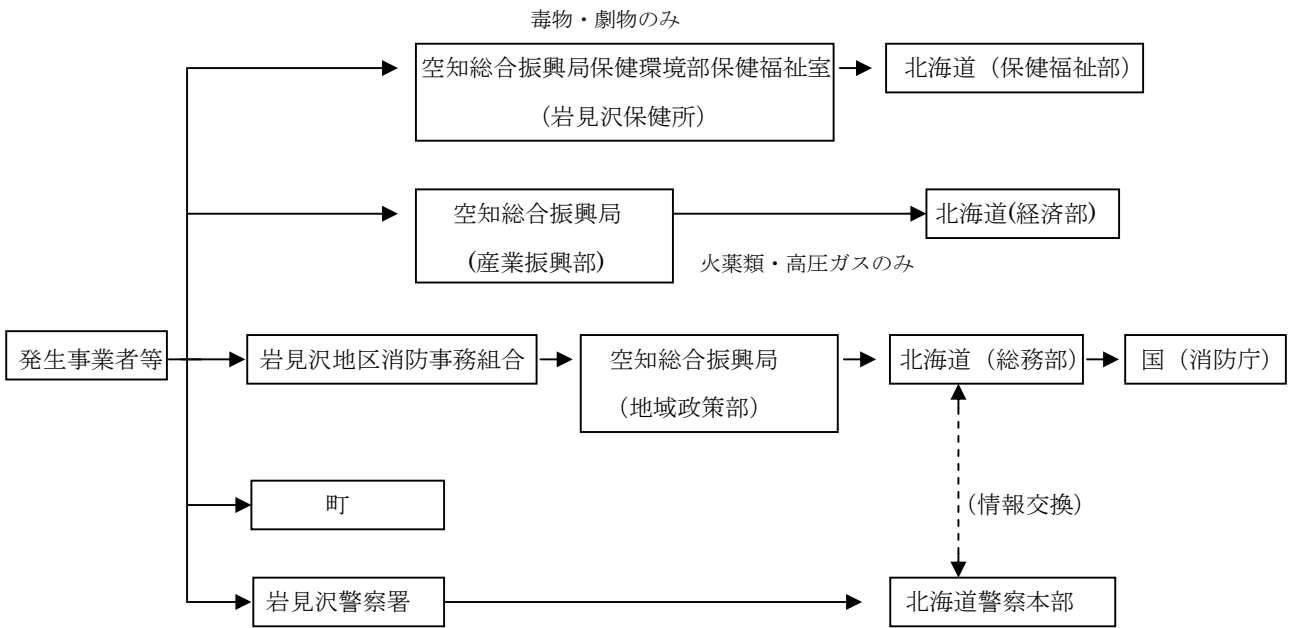
(2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡体制

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

4 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

5 救助救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めにより行う。

7 消防活動

(1) 事業者は、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその拡大延焼を最小限に抑える消防活動に努めるものとする。

(2) 岩見沢地区消防事務組合は、事業者と緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤等を活用し、危険物の性状に合った適切な消火活動を実施するとともに、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者

の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

第4節 大規模火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 災害予防

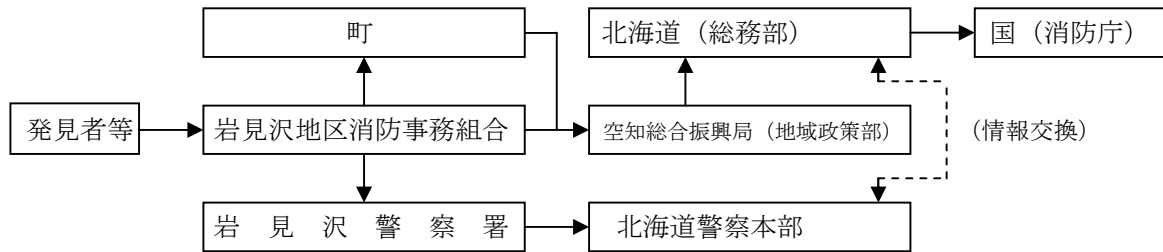
町及び岩見沢地区消防事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、建築物や公共施設の不燃化による延焼拡大の防止、空地・緑地の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火思想の普及等の予防対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡体系

大規模火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱を防止するため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

5 医療救護活

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めにより行う。

6 消防活動

岩見沢地区消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消火活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

7 避難措置

町長及び消防長は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町は、国、道及び関係機関と連携を図り、次により対策を講ずるものとする。

1 一般入林者対策

山菜採取、魚釣等の入林者に対しては、入林の許可・届出等の指導、煙草による失火がないよう指導を行う。

2 火入れ対策

森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び月形町火入れに関する条例（昭和59年3月22日月形町条例第8号）の規定に基づく許可を取得させ、火入れ方法の指導、許可附帯条件を遵守させる。

第2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、月形町林野火災予消防対策協議会を設け、関係機関相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

1 実施機関

町、岩見沢地区消防事務組合、空知森林管理署、空知総合振興局森林室、石狩振興局森林室

2 協力機関

岩見沢警察署、JR北海道、そらち森林組合、空知総合振興局、各地区森林愛護組合、月形観光協会、猟友会岩見沢支部月形部会

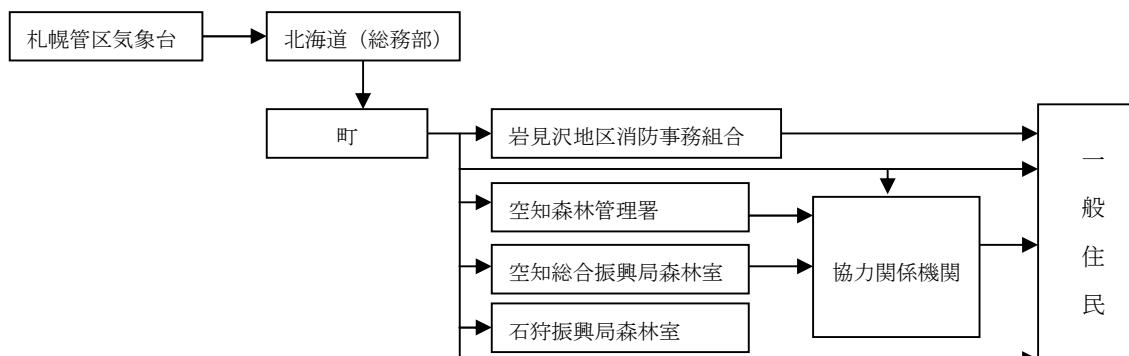
第3 気象情報対策

1 林野火災気象情報

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

2 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は次のとおりとする。

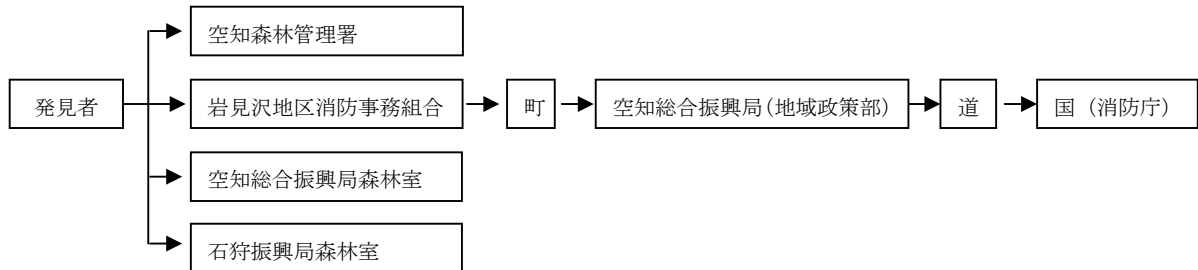


第4 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡体系

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害対策の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 町長は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書を速やかに提出するものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

岩見沢地区消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、及び林野火災が広域化する場合等には、第5章第28節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

災害復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 復旧事業計画

公用施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画（河川、道路、下水道、公園等）
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画（農地、農業用施設、林業施設）
- 3 住宅災害復旧事業計画（公営住宅）
- 4 学校教育施設災害復旧事業計画（小中学校、幼稚園）
- 5 社会教育施設災害復旧事業計画
- 6 その他災害復旧事業計画

第2 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別の法律で定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第3 激甚災害に係る財政援助措置

町長は、著しく激甚である災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）による激甚災害の指定を受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧が円滑に行われるよう努めるものとする。